

第 90 号議案

神戸市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の件

神戸市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 27 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

神戸市立学校給食共同調理場条例（昭和 43 年 4 月 条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>神戸市学校給食センター条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第 1 条 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、神戸市立学校において実施される学校給食の調理等を効果的かつ効率的に処理するため、<u>学校給食センター（以下「センター」という。）を設置する。</u></u></p>	<p style="text-align: center;"><u>神戸市立学校給食共同調理場条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第 1 条 神戸市立学校において実施される学校給食の調理等を効果的かつ効率的に処理するため、<u>神戸市立学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を設置する。</u></p>

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
神戸市立北学校 給食共同調理場	[略]
神戸市第一学校 給食センター	神戸市垂水区狩 口台3丁目1番 3号
[略]	[略]

(業務)

第3条 センターは、教育委員会が指定する学校において実施する学校給食に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の実施に必要な物資の調達並びに調理及び配送に関すること。
- (2) 給食器具の衛生管理に関すること。
- (3) その他前2号に付随する業務。

(職員)

第4条 センターに、必要な職員を置く。

(名称及び位置)

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
神戸市立北学校 給食共同調理場	[略]
[略]	[略]

(業務)

第3条 共同調理場は、教育委員会が指定する学校において実施する学校給食に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食物資の調達に関すること。
- (2) 学校給食の献立及び調理に関すること。
- (3) 副食物の配送に関すること。
- (4) 給食器具の衛生管理に関すること。
- (5) その他前各号に付随する業務

(職員)

第4条 共同調理場に、場長、事務職員、技術職員その他の所要の職員を

置く。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

神戸市第一学校給食センターを設置する等に当たり、条例を改正する必要があるため。